

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号		30	担当課	自然保護課
法令名	愛媛県自然環境保全条例	根拠条項	21 - 4 -	許認可等の内容	特別地区内の土地の形質の変更の許可	
愛媛県自然環境保全条例規則第15条第4号及び第14号						
(4) 宅地を造成し、土地を開墾し、その他土地の形質を変更すること。 当該土地の形質の変更が、次のいずれかに該当し、かつ、変更の方法及び規模が、変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 ア 土地を開墾すること。 イ 工作物でない道又は河川その他の公共の用に供する水路の設置又は管理のために土地の形質を変更すること。 ウ 教育又は試験研究のために土地の形質を変更すること。 エ 文化財保護法第92条第1項に規定する埋蔵文化財の調査の目的で、土地の発掘のために土地の形質を変更すること。 オ 養浜のために土地の形質を変更すること。 カ 工作物の新築、改築若しくは増築、鉋物の掘採又は土石の採取に関連して土地の形質を変更すること。						
(14) 次に掲げる行為 前各号の規定にかかわらず、当該行為が、行為の行われる土地及びその周辺の土地の区域における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれが少ないこと。 ア 災害の防止のために必要やむをえない行為 イ 法令に基づく行政庁の勧告に応じて行う行為						